

浄化槽設備士講習

制度所管部局：廃棄物・リサイクル対策部 浄化槽推進室

1 制度の概要

浄化槽の設置工事を実地に監督する者の要件を定める資格制度である。

2 指定登録基準

【浄化槽法第43条の18】

第43条の18 指定講習機関の指定は、主務省令で定めるところにより、講習を行おうとする者の申請により行う。

- 2 主務大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 3 主務大臣は、第1項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。
- 一 申請者が、民法第34条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 申請者がその行う講習に関する業務(以下この章において「講習業務」という。)以外の業務により講習業務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者が、第43条の25の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
 - 四 申請者の役員のうちに、この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者があること。

3 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成21年10月現在)

(1) 料金

91,000円

(2) 積算根拠

人件費 18,854円

物件費 72,140円

計 90,994円 (受講料は端数処理したもの)

4 当該試験・検査を行う公益法人(平成21年10月現在)

法人の名称	財団法人浄化槽設備士センター
法人の連絡先	〒101-0032 千代田区岩本町2-1-3 TEL03-5835-2241
指定・登録の時期	昭和60年2月6日
指定・登録の理由	浄化槽法第43条の18の規定に基づく基準に適合しているため。

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要

Q1 淨化槽設備士とはどんな資格ですか？

A1 淨化槽の機能が十分に発揮されるためには、浄化槽の工事を適切に行う必要があります。このことから、浄化槽の工事に関して高度の知識・技能を有する、浄化槽設備士の国家資格制度が設けられています。浄化槽事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置くとともに、浄化槽工事を行う際には、浄化槽設備士が自ら浄化槽工事を行う場合を除き、浄化槽工事を浄化槽設備士に実地に監督させ、またはその資格を有する者自らが監督しなければならないとされています。

Q2 浄化槽設備士になるためにはどうすればよいのですか？

A2 学科試験及び実地試験で行われる浄化槽設備士試験に合格するか、もしくは建設業法第27条に基づく管工事施工管理に係る技術検定に合格した後、浄化槽設備士講習の課程を修了する方法のいずれかによります。受験もしくは受講の手続きについては、指定機関(財団法人浄化槽設備士センター)にお問い合わせ下さい。

Q3 浄化槽設備士講習の科目はどんなものがありますか？

A3 浄化槽設備士講習の科目は、浄化槽概論、法規、浄化槽の構造及び機能、